

国立大学法人愛媛大学宿舍入居者選定要項

〔平成16年6月9日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人愛媛大学宿舍貸与事務取扱規程（以下「宿舍規程」という。）第8条の規定に基づき、国立大学法人愛媛大学が所有する宿舍に係る入居者の選定について必要な事項を定める。

(対象宿舍)

第2条 選定の対象となる宿舍及びその規格、構造及び戸数は、別表1のとおりとする。

(入居申込)

第3条 宿舍の入居を希望する者（現に宿舍に入居中の者を含む。以下「入居希望者」という。）は、空き宿舍の有無にかかわらず随時入居の申込みを行うことができる。

(手続)

第4条 宿舍の入居申込に必要な手続は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

- (1) 入居希望者は、別表1の選定対象となる宿舍のうち、希望する宿舍名及び規格等を指定して、宿舍規程第7条に規定する宿舍入居申込書（以下「入居申込書」という。）により、所属する部局（国立大学法人愛媛大学予算管理規程第4条第1項に規定する予算単位をいう。以下同じ。）に申し込むものとする。
 - (2) 前号に規定する入居申込書の記載事項に追加等の変更が生じたとき、又は申込みを取り消す必要が生じたときは、その都度適宜様式の文書（以下「変更文書」という。）により、変更の手続又は申込取消の手続きをとるものとする。
 - (3) 各部局は、入居申込書又は変更文書を受理したときは確認の上、その都度財務企画課資産管理チームに提出する。
 - (4) 財務企画課資産管理チームは、入居申込登録簿を備え、各部局から提出された入居申込書及び変更文書に基づき入居申込登録簿に登載する。
- 2 前項に規定する入居申込の手続きのうち、宿舍規程第5条に規定する無料宿舍にあつては、医学部施設課総務チームにおいて行うものとする。

(宿舍貸与基準)

第5条 宿舍規程第12条に規定する宿舍貸与基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 宿舍への入居は、家族数の多い入居希望者を優先するものとする。
- (2) 家族数が同数のときは、入居希望者の俸給月額（国立大学法人愛媛大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第7条第2項各号に規定する俸給表の俸給月額をいう。）の上位者を優先するものとする。ただし、年俸制を適用される特定職員にあつては、国立大学法人愛媛大学年俸制適用職員給与規程第3条第1項に規定する別表第1の基本給

の額とする。

- (3) 別表 1 に掲げる宿舎のうち e 規格の宿舎は、原則として役員、学部長及び給与規程第 7 条第 2 項第 1 号に規定する一般職員 I 俸給表の 9 級以上の職にある者に貸与するものとする。ただし、当該職にある者に入居希望者がいないときは、この限りでない。
- (4) 宿舎規程第 6 条第 2 号に規定する専攻医、医員及び研修医については、重信宿舎及び横河原宿舎に空き宿舎がある場合に限り貸与することができる。

(入居者の選定)

第 6 条 入居者の選定は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 入居者の選定は、年度末の人事異動時期以外は、宿舎が空き次第随時行うものとし、財務部財務企画課において入居申込登録簿に登録されている者（以下「登録者」という。）から選定する。
 - (2) 入居順位は、登録者を、入居を希望する宿舎の規格別に分けた上、別表 2 に従い決定するものとする。ただし、別表 3 に定める特殊事情があると認められる者については、決定に当たり特に配慮するものとする。
 - (3) 特に順位を付ける事情がないと判断されるとき及び同順位者が複数になったときは、抽選によることができる。
 - (4) 前 3 号に定めるところにより宿舎に入居したときは、入居申込登録簿から抹消する。
- 2 前項に規定する入居者の選定のうち、宿舎規程第 5 条に規定する無料宿舎にあつては、医学部施設課において行うものとする。
- 3 前項の選定に際し、一の無料宿舎について、当該宿舎の貸与を受けるべき職員が 2 人以上あるときは、これらの者のうち職務の性質上最も必要と認められるものに当該宿舎を貸与するものとする。

(その他)

第 7 条 この要項に定めのない事項については、その都度財務部財務企画課資産管理チームと協議の上処理するものとする。

附 則

この要項は、平成 16 年 6 月 9 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 16 年 11 月 16 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

設 置 宿 舎 一 覧 表

種別	宿舎名	構造・規格	専用面積(m ²)	戸数	建築年月日	備考
愛媛大学	北持田宿舎	W-e	175.20	1	S12.4.1	
	喜与町宿舎	W-e	95.86	1	S26.12.19	
	北吉井宿舎	Rc-b①	43.84	8	S42.1.23	
		Rc-b②	43.84	10	S43.2.22	
		Rc-c①	56.23	8	S42.1.23	
		Rc-c②	56.23	10	S43.2.22	
	東長戸宿舎	Rc-b②	43.84	20	S45.2.21	
		Rc-b③	47.92	20	S47.2.1	
		Rc-b④	47.92	10	S48.2.26	
		Rc-c①	56.23	20	S45.2.21	
		Rc-c⑤	63.36	30	S49.6.30	
	重信宿舎	Rc-c	63.36	60	S50.11.30	
横河原宿舎	Rc-b	47.52	5	S51.11.30		
	Rc-c	63.36	55	S51.11.30		
小 計				258		
看護師宿舎	看護師宿舎	Rc-b		115		
		(内訳)				
		1棟	28.24	30	S51.3.25	
		1棟	29.97	5	S51.3.25	
		1棟	31.67	10	S51.3.25	
		2棟	27.94	4	S52.2.25	
		2棟	28.24	20	S52.2.25	
		2棟	29.40	3	S52.2.25	
		2棟	30.42	2	S52.2.25	
		2棟	35.05	4	S52.2.25	
		3棟	28.24	10	S53.3.20	
		4棟	29.22	19	S53.3.20	
4棟	32.65	8	S53.3.20			
合 計				373		

構造 W: (木造) Rc: (鉄筋コンクリート造及び鉄骨コンクリート造)

規格 b: (25m²以上55m²未満) c: (55m²以上70m²未満) e: (80m²以上)

宿 舎 入 居 順 位 表

住 居 区 分 等	家 族 数	入 居 順 位
赴任予定者	5人家族以上	1
	4人家族	2
	3人家族	3
	2人家族	4
	単身者	5
借家等に入居している者	5人家族以上	6
転居希望者		7
借家等に入居している者	4人家族	8
転居希望者		9
借家等に入居している者	3人家族	10
転居希望者		11
借家等に入居している者	2人家族	12
転居希望者		13
借家等に入居している者	単身者	14
転居希望者		15

※ イ. 赴任予定者 ----- 採用者

ロ. 借 家 等 ----- 法人宿舎又はこれに準ずる住居以外の住居

ハ. 転居希望者 ----- 現に法人宿舎に入居している者

別 表 3

特殊事情のある者として配慮すべき事項

1. 現住居の退去を要求されている者

- ① 現住居のとりこわし
- ② 子供の出生
- ③ 収入超過
- ④ 同居生活（単身用の借家等）

2. 通勤事情が特に悪い者

- ① 通勤のための所要時間が1.5時間以上の者
- ② 交通機関があっても利用に不便なため利用できない者

3. 住宅環境が悪い者

- ① 周囲の騒音が極端に大きく日常生活に支障を来している者
- ② 日照度が極端に悪く日常生活に支障を来している者

4. その他

- ① 家族に身体障害者又は同様の者がいるため、特定の宿舎しか希望できない者
- ② 災害等特別な事情のため日常生活に支障を来している者